なすてるる。それは内閣の事業の名義りをうくるる。これなすでし既れ親かに不穏便ひある事か立記さんようかくして彼は学に言葉を深ーばりまでの多日勉強を余りたる場合にはるる宮妻をれ自身に対して積極的に歓心むるを希くは全市民諸君の公あらの後援を期待しまを

昭和参年七月

別記ニ

覚書

竹内回漕店対従業員の労働争議ハ今回調停官ノ斡旋ニ依リ左記条件ノ次テ円満解決シタルニ就テハ茲ニ覚書三通ヲ作成シ当事者双方及調停有各一通ヲ保持スルモノトス

記

一、船夫五名ハ此際自発的ニ退職スルコト　但シ下船ノ場合期ヲ一週間以内トス

二、残留船夫三名ノ労働条件ハ従来通リトスルコト

三、退職スル五名ノ船主ニ対シ今後本件ノ修善費用ハ一切之ヲ請求セサルコト

四、船主ハ退職シタル船夫五名ノ就職ニ付キ極力斡旋ヲ為スコト

五、船主ハ下船シタル船夫ニ対シ退職手当ヲ含ム外金一銭ト雖モ支払ハサルコト

昭和参年七月十日

株式会社　竹内回漕店
代表取締役　竹内勝
代理人　弁護士　塚原市郎
同　　弁護士　後藤孝一
調停官　兼保市久郎

5.6.30
127

労秘第一八五五号
昭和五年六月十四日

警視総監　丸山鶴吉

内務大臣安達謙蔵殿
社会局長官殿

大田運送店労働争議ニ関スル件（ストライキ発生）

要旨＝事業休止　全員解雇ヲ発表シタルニ争議発生シ復職嘆願中

標記工場ニ労働争議発生シタルノ状況左記ノ通リ

記

一、争議発生ノ場所　深川区大島町二ノ五

二、事業主側